

令和元年10月28日

ガス事業法第42条第1項の規定による 事業の譲渡し及び譲受けの認可について

関東経済産業局長から、見附市（法人番号 8000020152111）及び北陸瓦斯株式会社（法人番号 5110001004983）によるガス事業法第42条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可申請に関する、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準Ⅰ．第1（10）で準用する審査基準Ⅰ．第1（6）③に適合していると認められましたので、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

別 紙

官 印 省 略
20191001 関 東 第 26 号
令 和 元 年 1 0 月 2 8 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第42条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受け
の認可について（回答）

令和元年9月30日付け 20190930 関東第13号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第42条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）Ⅰ．第1（10）で準用する審査基準Ⅰ．第1（6）③に適合していると認められました。